

《JSGニューズレター》財政部による負担軽減措置一覧

営利事業所得税



- 申告・納付期限を6/30まで延期。電子申告の場合は、添付資料を7/30までにオンラインシステムでアップロードまたは8/2までに国税局に郵送する
- 補助金・給付金は非課税所得とする
- 疾病隔離休暇期間の支払給与は控除額倍増の適用が可能
- 拡大書面審査における純利益率に80%乗じて課税所得を計算（注1）
- 延期（最長1年）または分割納付（最長3年）の申請が可能（注2）
- 金融機関の共通報告基準（Common Reporting Standard/CRS）に係る2020年度における税務用金融口座情報の申告期間を6/1から8/2までに延長

個人総合所得税



- 申告・納税期限を6/30まで延期。電子申告の場合は、添付資料を7/12までに国税局に郵送する
- 補助金・給付金は非課税所得とする
- 業務執行者は費用率に費用標準比率112.5%を適用して計算する（注3）
- 延期（最長1年）または分割納付（最長3年）の申請が可能（注4）
- 各地区の国税局で6月15日から確定申告に係るカウンター業務を再開

その他の租税



- COVID-19感染により治療、隔離、自宅待機となった場合、営業税、家屋税、貨物税、酒・タバコ税、特種貨物及び労務税、源泉徴収税の申告・納付期限を自動延長
- 営業税の還付申請が可能。最高30万元（注2）
- 小規模事業者の売上額及び営業税額の減額査定
- 車両未使用期間の鑑札税免除
- 観光宿泊施設の一部フロアを営業停止した場合、2%の土地建物税税率の適用申請が可能
- 娯楽業の事業者で営業量及び営業日数の減少がある場合、娯楽税の減額査定の申請が可能
- 防疫物資に係る関税、営業税、所得税及び酒・タバコ税の減免

資金繰り支援



- 公的金融機関特別政策ローン、既存借入金の返済猶予及びクレジットカード返済猶予
- 公共不動産促進案の民間対象機構は賃借料・ロイヤリティの分割払い、減免または建設、操業期間の延長を申請可能
- 国有の非公用不動産及び国営事業不動産について2021年1-6月の賃借料を20%減額
- 各機関の国有公用不動産について2021年1-6月の収受すべき対価の減額または受取猶予が可能
- 国有の非公用不動産に係る賃借、購入等の申請制限期間について防疫警戒レベル3の期間は当該制限期間に含めず、自動的に延長
- 国有の非公用不動産の支払期限が2021年5、6月末及び7月5日の賃借料について、自動的にその期限を同年7月末まで延長

注1: 2020年度の営業収入純額が対2019年度比で30%以上減少した場合に適用。

注2: 重度の特殊感染性肺炎予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例第9条第3項に該当、または2020年1月以降の連続2か月の平均営業収入が2019年12月以前の6か月間または前年同期の平均営業収入と比較して15%以上減少している場合に適用。

注3: 医療に従事する業務執行者は直接適用。医療従事者以外の業務執行者、私立の学習塾、幼稚園、介護施設を運営する者は、2020年度の収入が対2019年度比で30%以上減少している場合に適用。

注4: 重度の特殊感染性肺炎予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例第9条第3項に該当、または就労する営利事業が感染拡大の影響を受け労働行政主管機関に休業・営業短縮実施報告を行っている、またはその他のCOVID-19による影響を受けた者（減給、自己都合でない離職、就労日が月の半分に満たない状態が2か月に及ぶ）場合に適用。

《JSGニューズレター》各行政機関の支援策4.0一覧

 各機関の支援情報詳細は各機関名をクリックしてください

行政院 総合業務処	労働部	行政院 農業委員会
衛生福利部	教育部	經濟部
交通部	文化部	財政部



支援策4.0